

各位

会社名 株式会社アットマークテクノ
(コード番号 588A Sapporo PRO Frontier Market)
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 實吉 智裕
問合せ先 取締役 CFO 平田 彰
T E L 011-299-1501
U R L <https://www.atmark-techno.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり 2026 年 10 月 29 日開催予定の第 6 期定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 第 7 条に株券を発行しない旨を規定しておりましたが、現在においては株券不発行が原則であるためこれを削除します。また、第 11 条に募集事項等の決定機関を取締役会とする旨を規定しておりましたが、当社は公開会社であるため会社法上募集事項等を取締役会で決定可能であり、これを削除します。
- (2) 当社取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、優秀な人材を確保することを目的として、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度額まで免除することができる旨の規定を新設します。
- (3) 決算処理および株主総会運営の更なる効率化を図ることを目的として、会計監査人設置会社に関する特則（会社法第 439 条）を適用し、会計監査人による適正な監査を受けた計算書類について、取締役会の決議をもって承認し定時株主総会にはその内容を報告することとする旨の規定を新設します。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
第 1 条～第 6 条 (省略)	第 1 条～第 6 条 (変更なし)
第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に関わる株券を発行しない。	第 7 条 (削除 ※以下条番号繰上げ)
第 8 条～第 10 条 (省略)	第 7 条～第 9 条 (変更なし)
第 11 条 (募集事項等の決定機関) 当社は、株主に株式(自己株式の処分による株式を含む) および新株予約権の割当を受ける権利を与える場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当を受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定を取締役会の決議によって定めることができる。	第 10 条 (削除 ※以下条番号繰上げ)

現行定款	変更案
第 12 条～第 30 条 (省略)	第 10 条～第 28 条 (変更なし)
(新設)	第 29 条 (役員 責任の免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令に定める限度額を限度として免除することができる。
第 31 条～第 42 条 (省略)	第 30 条～第 41 条 (変更なし)
(新設)	第 42 条 (計算書類等の承認及び報告) 当社は、会社法第 439 条の規定により、各事業年度に係る計算書類 (貸借対照表、損益計算書その他会社の財産及び損益の状況を示すものとして法務省令で定めるものをいう。) について、取締役会の承認を受けたときは、これを定時株主総会に提出し、その内容を報告するものとする。ただし、同条の規定による取締役会の承認の要件を満たさない場合は、この限りでない。
第 43 条～第 46 条 (省略)	第 43 条～第 46 条 (変更なし)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2026 年 10 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日

2026 年 10 月 29 日 (予定)

以上